



平成29年分の所得税および村民税・県民税の申告から 医療費控除の内容が一部変わります！

医療費通知が申告資料として使えます！

- ▼健康保険組合等から届く通知(①被保険者等の氏名②療養を受けた年月③療養を受けた者④療養を受けた病院・薬局等の名称⑤被保険者が支払った医療費の額⑥保険者等の名称——を全て満たしているものに限る)の添付により、医療費控除の明細書の記載を一部省略できます。
- ▼医療費通知が届くのは診療月から2か月～6か月以降です。届いていない分の医療費については従

来通り明細書に記載してください。

- ▼薬局で治療のために購入した薬品代等も明細書に記載してください。
- ▼茨城県後期高齢者医療広域連合からの通知は平成29年分の申告には使用できません。※村で行う申告相談会では、国民健康保険税の医療費通知は1月～8月の診療月まで使用可能、9月分以降は別途明細書への記載が必要です。

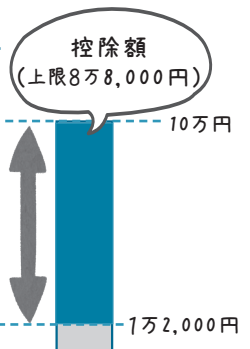
領収書の添付が不要となります！

- ▼医療費控除の明細書を提出した場合、領収書の添付は不要です。※申告後5年間は領収書の保管義務があります。
- ▼経過措置により、平成29年分～31年分まではこれまでと同様に、領収書の添付または提示による申告もできます。

セルフメディケーション税制との選択制が始まります！

セルフメディケーション税制は、健康の維持増進・疾病予防のため一定の取り組み※1を行う方について、スイッチOTC医薬品※2の年間購入額が1万2,000円を超えた場合、超えた部分の金額(上限8万8,000円)が所得控除の対象となる特例の制度です。※通常の医療費控除またはセルフメディケーション税制のどちらかの選択制で、選択した方法は、その後更正の請求または修正申告において変更できません。

- ※1… インフルエンザ予防接種または定期予防接種、職場で受ける定期健康診断、特定健康診断、人間ドックやがん検診など各種健診(検診)等
- ※2… 医師の処方せんがなくても購入できる医薬品のうち医療用から切り替えられたもの。



セルフメディケーション税制を利用するには…

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を利用するには、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(領収書または結果通知表等)の添付または提示が必要です。

【一定の取り組みの証拠書類例】

- ▽市町村が実施する予防接種またはインフルエンザの予防接種に関する領収書(原本)または予防接種済証
- ▽市町村が実施するがん検診の領収書(原本)また

は結果通知表

- ▽勤務先で実施する定期健康診断の結果通知表
- ※書類の写しを添付または提示する場合、▽氏名▽取り組みを行った年▽事業を行った保険者・事業者等の名称または診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名——の記載のあるものに限る。
- その他▼1年間に購入したスイッチOTC医薬品について、セルフメディケーション税制の明細書への記載が必要です。

申告の医療費控除の対象となるのは、「治療に要したものと」「セルフメディケーション税制の対象になるもの」に限ります。美容目的や、日常生活の補助に係るものについては対象外です。

新しい医療費控除の明細書の用紙については、国税庁のホームページからダウンロードするか、税務署または税務課(役場行政棟1階)窓口備え付けのものをご利用ください。申告の日程等については「広報とうかい」(平成30年1月25日号)と折り込みチラシでお知らせする予定です。

問い合わせ▼税務課住民税担当(☎282-1711 内線1118)